

各 位

上場会社名	株式会社ジーダット
代表者	代表取締役社長 執行役員 河内 一往
(コード番号	3841)
問合せ先責任者	取締役 執行役員 経営管理本部長 太田 裕彦
(TEL	03-6262-8400)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

- | | |
|------------------|--|
| (1) 処分期日 | 2018年8月10日（以下「本払込期日」といいます。） |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式4,000株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき1,182円 |
| (4) 処分総額 | 4,728,000円 |
| (5) 割当予定先 | 当社業務執行取締役4名 4,000株 |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、処分価額の総額が10百万円以下となりますので、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しておりません。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年5月24日開催の当社取締役会において、当社の業務執行取締役（以下「対象取締役」といいます。）に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2018年6月20日開催の当社第16期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の割当てのために、対象取締役に対して、総額で、年額20百万円以内の金銭報酬債権を支給することにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要】

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直

近取引日の終値)を基礎として、譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額としない範囲において取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「割当契約」といいます。)を締結するものとし(割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「割当株式」といいます。)、その内容としては、①割当てを受けた対象取締役は一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には、当社が割当株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲等を総合的に勘案し、対象取締役に対して金銭報酬債権合計4,728,000円を支給し、当社の普通株式合計4,000株を割当ててことを決議いたしました。本制度の導入目的である株主の皆様との価値共有を明確にするため、譲渡制限期間を1年間とするとともに、2019年3月期(第17期)に係る有価証券報告書に記載される営業利益が170百万円以上となることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本譲渡制限を解除することとしております。また、対象取締役が本譲渡制限期間中に任期満了、定年、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任又は退職した場合には、業績条件を達成したことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、在職期間に応じた株式数の本譲渡制限を解除することといたします。

なお、本自己株式処分は、各対象取締役が当社との間で割当契約を締結することを条件といたします。

3. 本自己株式処分に係る割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2018年8月10日～2019年8月9日

上記に定める譲渡制限期間(以下「本譲渡制限期間」といいます。)において、対象取締役は、割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれかの地位にあり、かつ、当社の2019年3月期(第17期)に係る有価証券報告書に記載される営業利益が170百万円以上(以下「業績条件」という。)となることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部について本譲渡制限を解除いたします。

(3) 本譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了、定年、死亡その他の正当な理由により退任した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社の取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれの地位からも任期満了、定年、死亡その他の正当な理由により退任又は退職した場合には、業績条件を達成したことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該退任時点において乙が保有する本株式の全部又は一部についての本譲渡制限を解除いたします。

② 譲渡制限の解除株式数

対象取締役が保有する本株式の数に、本払込期日の属する月から乙の退任又は退職した日の属する月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合は1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)とし、取締役会の承認を得る

ものとしたします。

(4) 当社による無償取得

対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、(3)に定める正当な理由による場合を除き、本割当株式の全部を、当該退任又は退職の直後の時点をもって当然に無償で取得するものとしたします。

また、本譲渡制限期間が満了した時点又は(3)に基づき譲渡制限が解除された時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

(5) 株式の管理に関する定め

対象取締役は、いちよし証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとしたします。

(6) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会決議による承認を要さない場合においては、当社取締役会決議）で承認された場合には、当該承認の日において対象取締役が保有する本割当株式の数に、本払込期日の属する月から当該承認の日の属する月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されていない本割当株式は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、当社が当然に無償で取得するものとしたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

対象取締役に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第17期事業年度の譲渡制限付株式の割当てのために支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2018年7月13日（取締役会決議日の直近取引日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,182円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上